

地理的表示法について

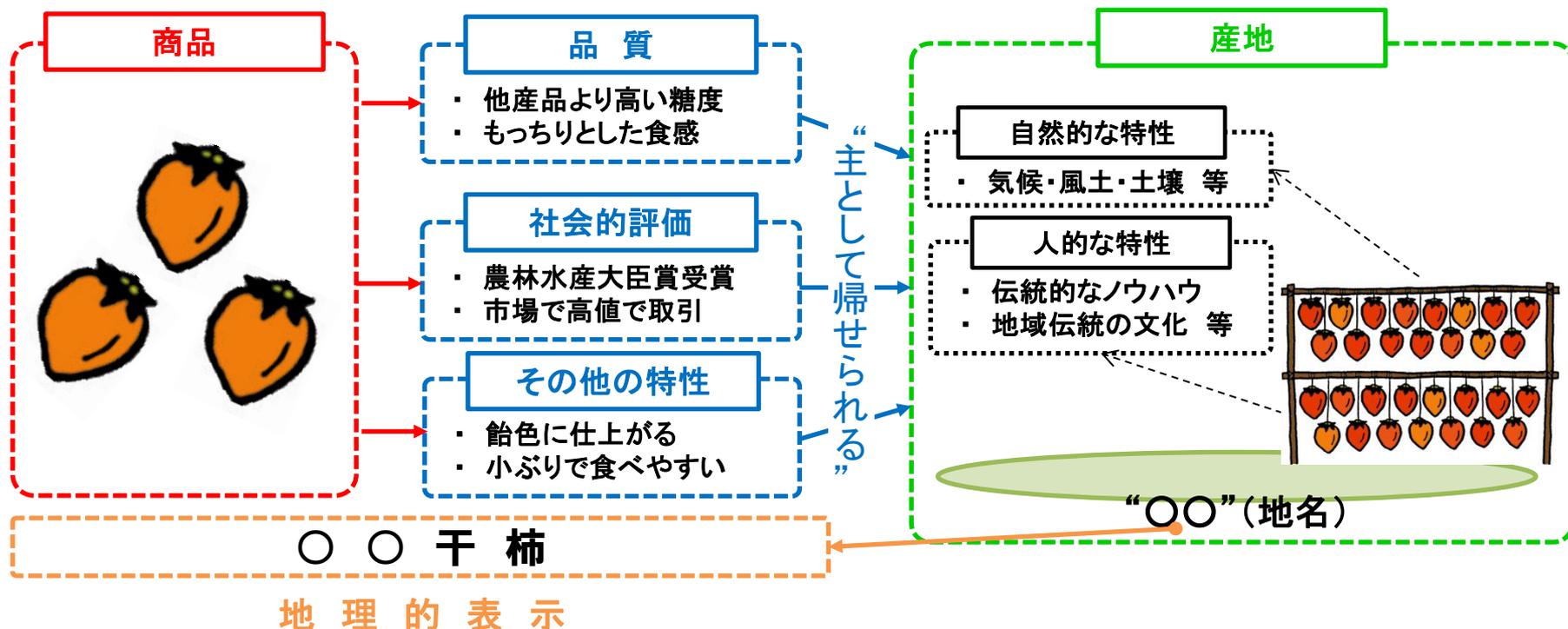
平成26年11月

農林水産省

地理的表示保護制度とは

- 地理的表示保護制度とは、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている商品について、その名称を知的財産として保護するもの。国際的に広く認知されており、世界で100カ国を超える国で保護。
- 農林水産物・食品について本制度を導入し、生産者が本来得るべき利益を確保するとともに、消費者の信頼の確保を目指す。

○ 地理的表示のイメージ ～ ○○干柿(※架空の農産物)を例に ～



[地理的表示に対する独立した保護を与えている国] 111か国

- 諸外国では、地理的表示に対する独立した保護を与えている国は、100か国以上。

アジア	中東	欧州(EUを除く)	EU	中南米	アフリカ
11か国	7か国	17か国	(28か国)	24か国	24か国

※ 国際貿易センター(WTOと国連貿易開発会議(UNCTAD)の共同設立機関)調べ(平成21年)

(参考) EUで地理的表示登録されている製品の例

乳製品(チーズ)

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー(フランス)

○特徴: どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

○地域との結びつき: フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。



※「カマンベール」の名称自体は、誰もが制限なく使用できる。

牛肉・畜産加工品

プロシュート・ディ・パルマ(イタリア)

※プロシュート: 生ハム(伊語)

○特徴: パルマ地方の豚モモ肉と、塩のみを原料とした生ハム。カットした生ハムはピンク色～赤色で脂肪部分は白く、繊細でまろやかな甘みと軽い塩味、独特の芳醇な香りが特徴。

○地域との結びつき: イタリア・パルマの丘陵付近で生産された生ハムのみが、プロシュート・ディ・パルマとして認可され王冠型の焼印を受けられる。アペニン山脈から丘陵に吹くそよ風が空気を乾燥させ、伝統的な製法で、何世紀にもわたり、生ハムの製造を可能にしてきた。



野菜・果物

メラ・アルト・アディージェ(イタリア)

※メラ: りんご(伊語)

○特徴: カラーによってりんごの種類が区分される。強い芳香を持つ。果肉はぎっしり詰まっており、保存期間が長い。

○地域との結びつき: 伊北東部アルト・アディージェ地域の気候は温度差が大きく乾燥している。日照時間は長く、海拔500m以上の生産地で、果実はゆっくりと熟す。

肥沃な土地と適した気候により、19世紀半ばから、この地域でりんごの商業栽培が始められた。



その他

スコティッシュ・ファームド・サーモン(養殖サーモン)(イギリス)

○特徴: シャープな外観と丸みを帯びた側面が特徴。硬くなめらかな鱗で覆われており、光沢のある銀色をしている。鮮度のよいサーモンの身は締まっており、一貫性のある食味を保っている。

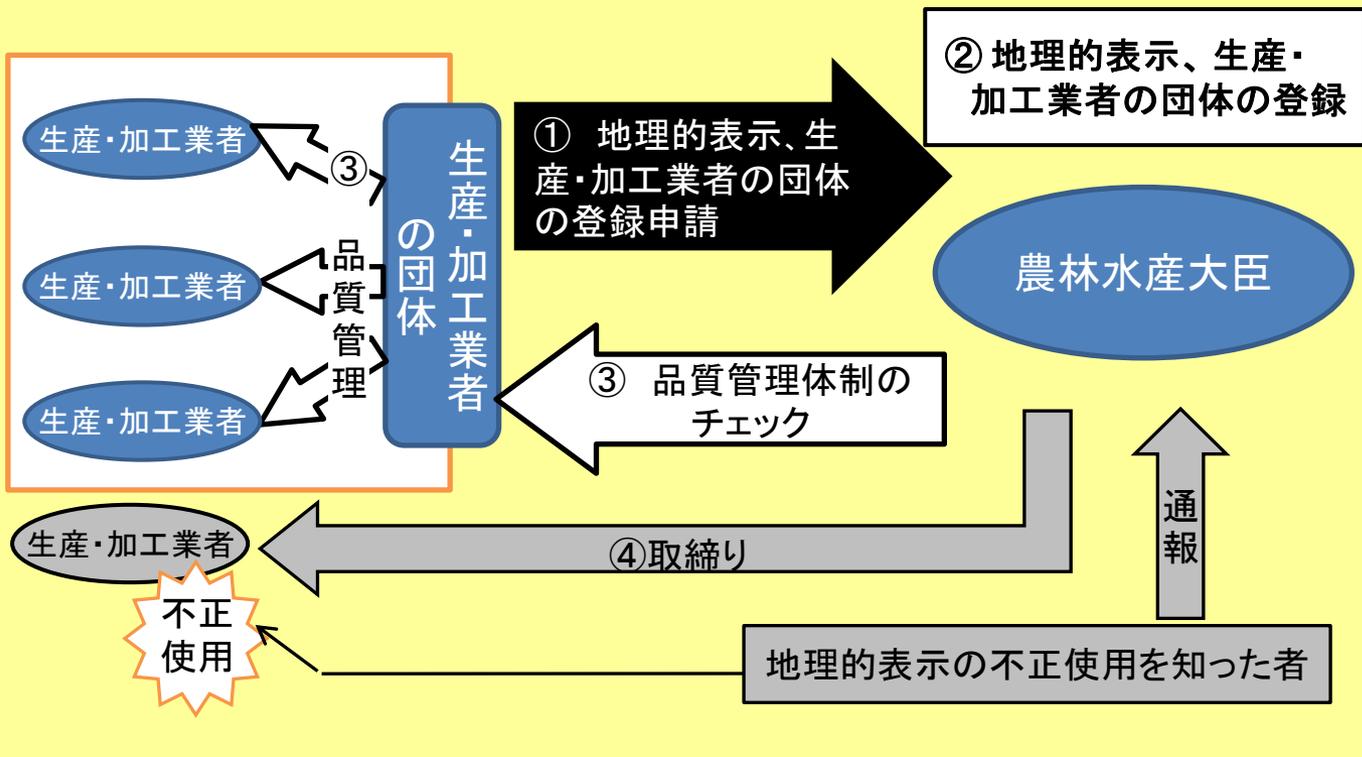
○地域との結びつき: スコティッシュ・ファームド・サーモン(大西洋サケ)を養殖しているスコットランドの西海岸では、150年を超える長きに渡り、養殖技術の改良が行われてきた。地域は大西洋サケの養殖に理想的な入り江となっている。



特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）

○日本においても地理的表示保護制度を創設するため、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（平成26年法律第84号）が平成26年6月に成立。（平成27年6月までに施行。）

制度の概要



① 生産・加工業者の団体が「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録申請。

② 農林水産大臣が審査の上、地理的表示及び団体を登録。→基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、統一マークを付す。

③ 登録を受けた団体が品質管理を実施。農林水産大臣が団体の品質管理体制をチェック。

④ 不正使用があった場合は農林水産大臣が取締り。

目的

① 生産者利益(地域の知的財産)の保護

〔農林水産物等の適切な評価・財産的価値の維持向上〕

② 需要者利益の保護

〔高付加価値の農林水産物等の信用の保護・需要の確保〕

地理的表示保護制度の目指すもの

[制度導入のメリット]

- 地域ブランド産品として差別化が図られ、**価格に反映**。

※ **一定の品質を満たす産品のみ**が地理的表示を付すことができ、地域ブランド産品の**品質を保証**。

[EUの具体例]

- 仏の「プレス鶏」は一般品の4倍の価格で取引。
〔「プレス鶏」とは、仏中東部のプレス地方の鶏。5週齢以上になると放牧する等、伝統的な方法で飼養。〕



プレス鶏



エスプレット唐辛子

- 仏の「エスプレット唐辛子」は、取組の成果により
① 価格や生産者が倍増するとともに、
② 観光客の増加が図られている(年間60万人来訪)

〔「エスプレット唐辛子」とは、仏南西部のエスプレット等の地域の唐辛子。古くから地域の伝統料理に用いられ、コショウに似た、辛さと甘みの合わさった味わいが特徴。〕

- 不正使用に対して**行政が取り締まる**ことで、生産者にとっては、**訴訟等の負担なく、自分たちのブランドの保護**が可能。

- **品質を守るもののみが市場に流通**。

※ 統一マークにより、**他の産品との差別化**が図られる。

- 真の日本の特産品の**海外展開に寄与**。

※ 地理的表示の登録を受けた産品に**マークを貼付**することにより、**輸出先国においても我が国の真正な特産品であることが明示**され、差別化が図られる。



EUのマーク タイのマーク

地域ブランドの
保護・活用による
農山漁村・地
域の活性化

消費者の利益
の保護

農林水産物・
食品の輸出促進